

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年12月5日提出
【計算期間】	第1期(自 2019年1月29日至 2019年9月5日)
【ファンド名】	U B S M S C I 先進国サステナブル株式インデックス・ファンド
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、先進国の環境、社会、ガバナンスへの取り組み評価が高い企業の株式で構成される

MSCI ワールド SRI 5% イシューア・キャップド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。

MSCI ワールド SRI 5% イシューア・キャップド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）を当ファンドのベンチマークとします。

MSCI ワールド SRI 5% イシューア・キャップド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）は、MSCIワールド SRI 5% イシューア・キャップド・インデックス（税引後配当込み、USDベース）を委託会社において円換算したものです。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株 式	インデックス型
	海外	債 券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス		
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり ()	日経 225		
	年2回	日本					
	年4回						
	年6回 (隔月)	北米			ファンド・オブ・ ファンズ	なし	TOPIX
	年12回 (毎月)	欧州					
		日々	アジア				
	その他 ()	オセアニア					
	その他 ()	中南米					
		アフリカ					
		中近東 (中東)					
	エマージング						

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 主として上場投資信託(UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシアリー・レスポンシブル UCITS ETF)への投資を通じて、MSCI ワールド SRI 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)に概ね連動する投資効果を目指します。

- ・ MSCI ワールド SRI 5% イシューアー・キャップド・インデックスは、先進国の環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の観点で評価が高い世界の企業の株式の中から、持続可能な社会構築のため特定のビジネスに関与する企業を除外し構成されています。
- ・ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、主にMSCI ワールド SRI 5% イシューアー・キャップド・インデックスの構成銘柄に実質的に投資を行います。
- ・ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2 主要投資対象である上場投資信託の運用はUBSアセット・マネジメント・グループが行います。

- ・ 当該インデックスとの連動性や運用の効率性等を高めるため、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。
- ・ 上場投資信託の運用は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。

※UBS MSCI先進国サステナブル株式インデックス・ファンドおよびMSCI ワールド SRI 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)に関して、MSCIはスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。(The funds or securities referred to herein are not sponsored, endorsed, or promoted by MSCI, and MSCI bears no liability with respect to any such funds or securities or any index on which such funds or securities are based.)

■ MSCI ワールド SRI 5% イシューアー・キャップド・インデックスとは

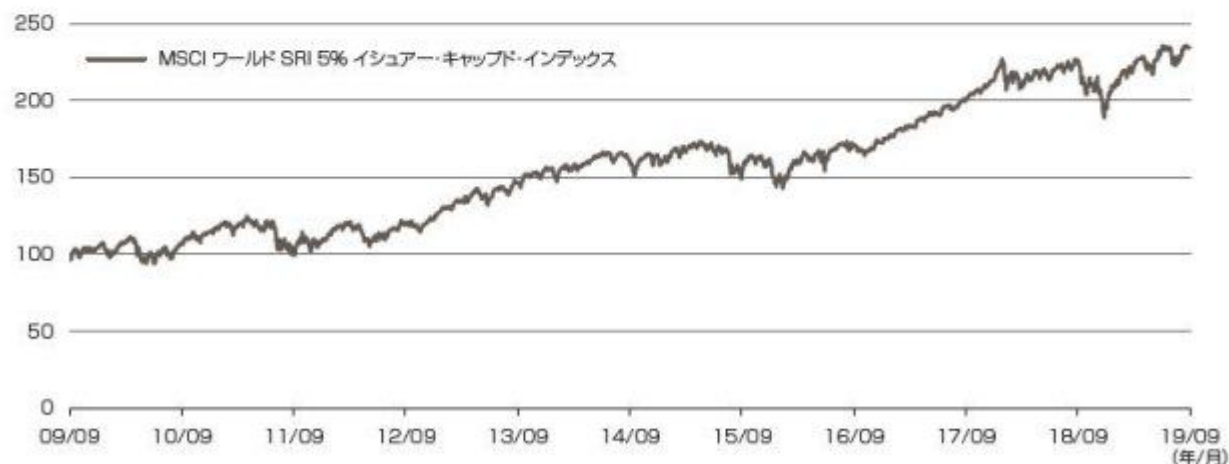
MSCI ワールド SRI 5% イシューアー・キャップド・インデックスは、先進国の環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の観点で評価が高い世界の企業の株式の中から、持続可能な社会*構築のため特定のビジネスに関する企業を除外し構成されています。



(出所: MSCI、UBSアセット・マネジメント)

*持続可能な社会とは、人々が豊かに生存し続けることができる社会の実現を目指すものであり、現在の社会、環境、経済ニーズを満たしつつ、次世代を思いやり、地球の生態系維持を実現できる社会を意味します。ESGの観点で評価が高い企業への投資を行うことは、持続可能な社会の構築に貢献することに繋がります。

投資先・上場投資信託のインデックス・パフォーマンス



2019年9月末現在

出所: UBSアセット・マネジメント

パフォーマンスは過去10年を表示し、起点を100として数値化しています。指数ベース、日次、トータル・リターン・ネット、USDベースです。

上記は過去の実績であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

MSCI各指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

◎ 当ファンドの仕組み

・当ファンドは、「UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF」および「UBS 短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

・UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF(以下「指定上場投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

〔ファンド・オブ・ファンズについて〕

ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。



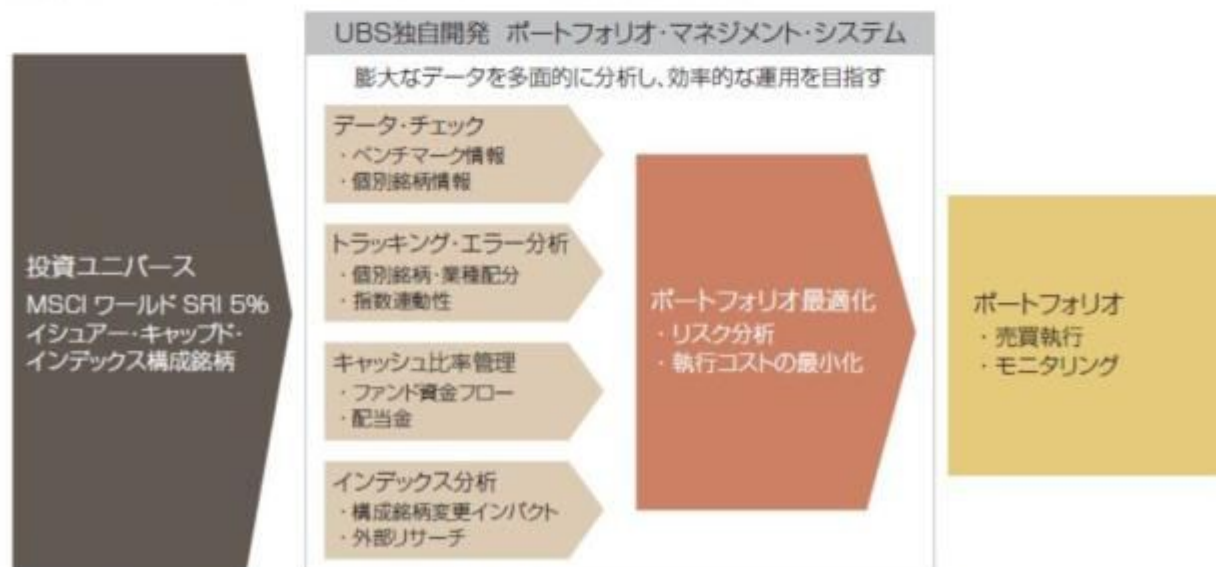
※当ファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

〔委託先名称〕:UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(UBS Asset Management (UK) Ltd)

〔委託の内容〕:有価証券等および通貨の運用

◎ 運用プロセス

厳格な運用プロセスに沿って、ポートフォリオの構築・管理を行っています。



※当ファンドが投資対象とする指定上場投資信託は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用します。上記の「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドにおける指定上場投資信託の運用について記載しています。上記はイメージです。

2019年9月末現在

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF
形態	ルクセンブルク籍上場投資信託
運用の基本方針	先進国の環境、社会、ガバナンスへの取り組み評価が高い企業の株式で構成される MSCI ワールド SRI 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、USDベース)に連動することを目指します。
主な投資対象	MSCI ワールド SRI 5% イシューアー・キャップド・インデックスを構成する企業の株式を主要投資対象とします。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

○ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。ただし、指定上場投資信託においてはデリバティブ取引を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

○ 分配方針

毎決算時(原則として毎年9月5日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

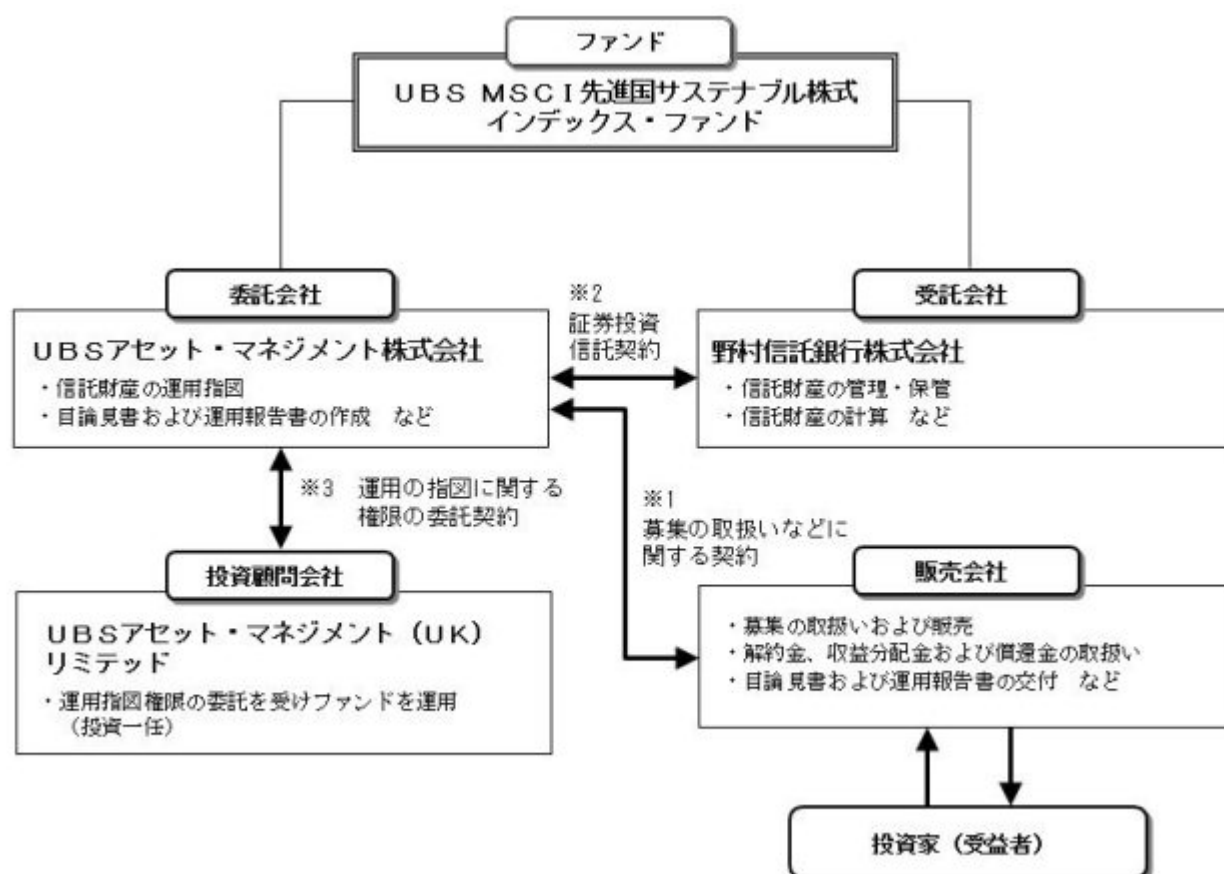
（２）【ファンドの沿革】

2019年 1月29日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

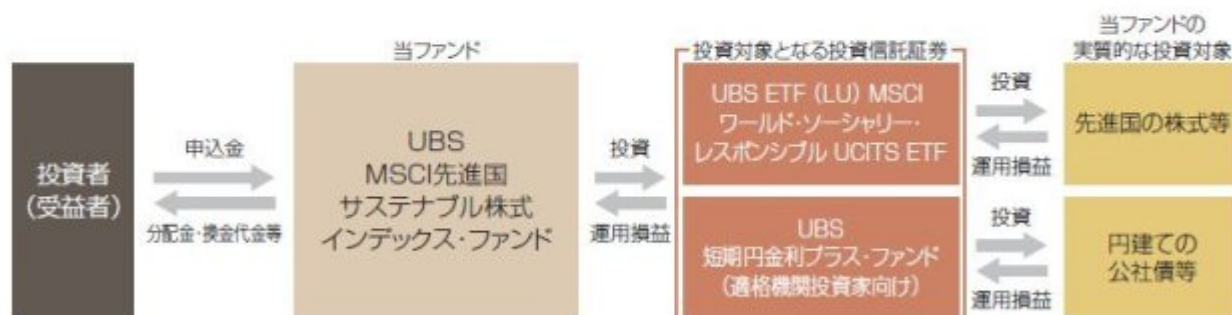
ファンド・オブ・ファンズの仕組み

・当ファンドは、「UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF」および「UBS 短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

・UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF(以下「指定上場投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

〔ファンド・オブ・ファンズについて〕

ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。



※当ファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

〔委託先名称〕:UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(UBS Asset Management (UK) Ltd)

〔委託の内容〕:有価証券等および通貨の運用

委託会社の概況（2019年9月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

MSCI ワールドSRI 5% イシューアード・キャップド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

指定上場投資信託および指定内国投資信託の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

指定上場投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

外国上場投資信託であるUBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF（以下「指定上場投資信託」といいます。）および国内投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

イ）有価証券

ロ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ハ）金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（約款第19条に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、外国籍の上場投資信託であるUBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETFおよび国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）短期社債等

２）コマーシャル・ペーパー

３）外国または外国のものの発行する証券または証書で、１）～２）の証券または証書の性質を有するもの

４）外国法人が発行する譲渡性預金証書

５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約の指図、資金の借入を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF
ファンド形態	ルクセンブルク籍上場投資信託
運用の基本方針	先進国の環境、社会、ガバナンスへの取り組み評価が高い企業の株式で構成されるMSCI ワールド SRI 5% イシューアード・キャップド・インデックス（税引後配当込み、USDベース）に連動することを目指します。
主要投資対象	MSCI ワールド SRI 5% イシューアード・キャップド・インデックスを構成する企業の株式を主要投資対象とします。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド

管理報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.25%以内 信託財産留保額：なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にも適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。 その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
-------	--

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

ファンド名	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
ファンド形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券を通じて、または直接わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール市場等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、短期円金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
信託報酬	純資産総額に対して年率0.044%（税抜年率0.04%）
信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2019年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時（原則毎年9月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- １）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）収益分配金額は、上記１）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ３）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い**<分配金再投資コース>**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

各コースの詳細については、「第２ 管理及び運営 １ 申込（販売）手続等 （２）コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】**約款に定める投資制限**

- １）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ２）株式への直接投資は行いません。
- ３）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ４）デリバティブの直接利用は行いません。ただし、指定上場投資信託においてはデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ６）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

8) 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

9) 資金の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

株式の価格変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

２）信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

カンントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

< その他の留意点 >

当該インデックスからの乖離に関する主な留意点

主に以下の理由からインデックスの変動率と当ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合がございます。

- ・ 指定上場投資信託は、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整を行うため、当該インデックスの構成銘柄のすべてをインデックスの算出方法どおりに組入れないこと
- ・ 当ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
- ・ 当ファンドおよび指定上場投資信託では信託報酬等の管理費用、売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・ 当該インデックスの構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

< 投資信託に関する一般的なリスク >

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

< 投資信託に関する一般的な留意事項 >

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の

保護の対象ではありません。

- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

（２）リスク管理体制

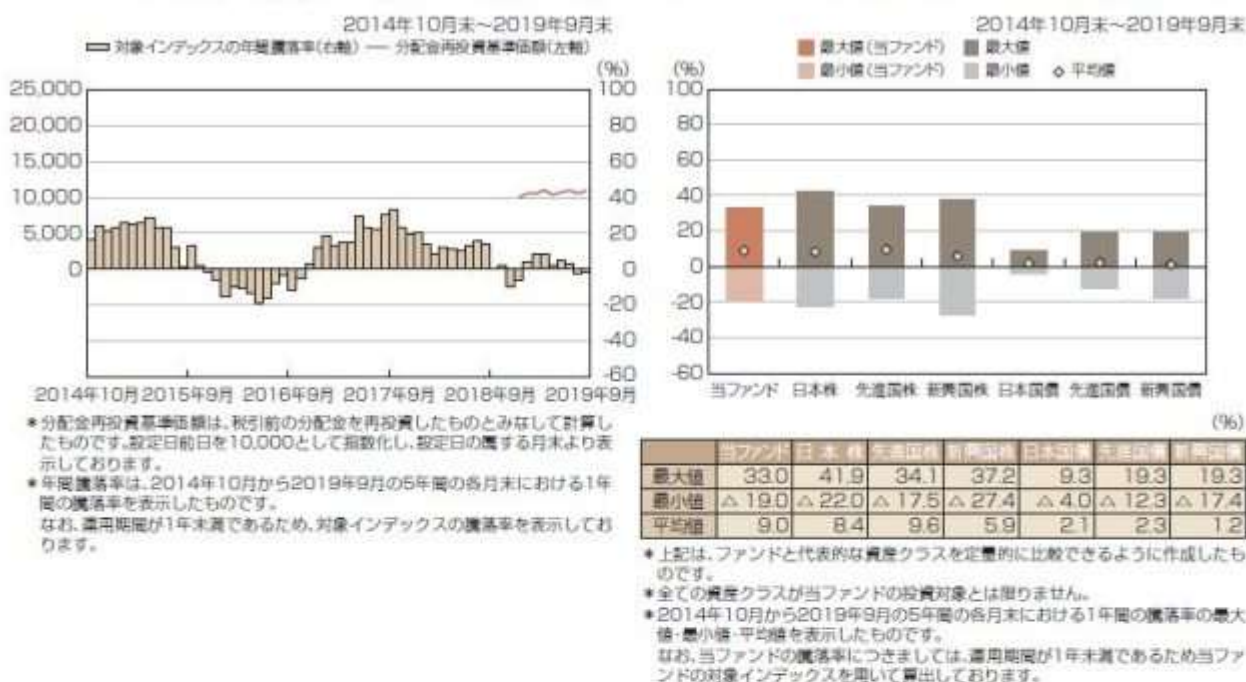
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

上記体制は2019年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.2145%（税抜0.195%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.195%	0.020%	0.150%	0.025%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

ファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(ご参考)

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF

管理報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.25%以内 信託財産留保額：なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にも適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。 その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
-------	--

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.044%（税抜年率0.04%）
信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.25%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率0.2145%（税抜年率0.195%））を加えた、受益者が負担する実質的な基本となる報酬率は純資産総額に対して合計で年率0.4645%程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

売買委託手数料

組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

監査報酬

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．受益権の管理事務に関連する費用
- 2．有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3．投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
- 4．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記 および の１．から６．の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の費用にかかわらず、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 および の１．から６．の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記 から の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- 1．監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
- 2．印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
- 3．売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
- 4．保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

「（４）その他の手数料等」の内、 および は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）をご利用の場合、毎年、年間40万円の範囲で販売会社との契約に基づいて定期的かつ継続的な方法で購入することにより生じる配当所得および譲渡所得が20年間非課税となります。なお、「NISA」と「つみたてNISA」の投資枠は、年ごとに選択制であり、同一年において両方の適用を受けることはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

- 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

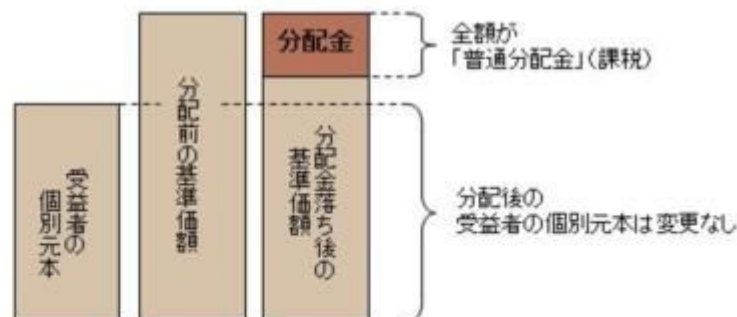
- 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

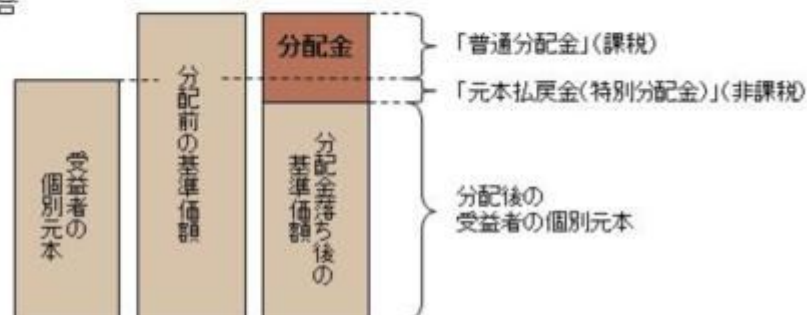
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年 9月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	9,991	0.03
投資証券	ルクセンブルク	35,533,008	95.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,492,107	4.03
合計(純資産総額)		37,035,106	100.00

(注)「国 / 地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソー シャリー・レスポンシブル UCITS ETF	17,941	1,944.71	34,890,192	1,980.54	35,533,008	95.94
日本	投資信託受益 証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	10,020	0.9973	9,992	0.9972	9,991	0.03

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.03
投資証券	95.94
合計	95.97

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2019年 9月 5日)	35	35	1.0622	1.0622
2019年 1月末日	10	—	1.0000	—
2月末日	15	—	1.0561	—
3月末日	17	—	1.0536	—
4月末日	22	—	1.1042	—
5月末日	24	—	1.0327	—
6月末日	28	—	1.0736	—
7月末日	31	—	1.0980	—
8月末日	33	—	1.0541	—
9月末日	37	—	1.0962	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年 1月29日～2019年 9月 5日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2019年 1月29日～2019年 9月 5日	6.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2019年 1月29日～2019年 9月 5日	38,911,018	5,400,014

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

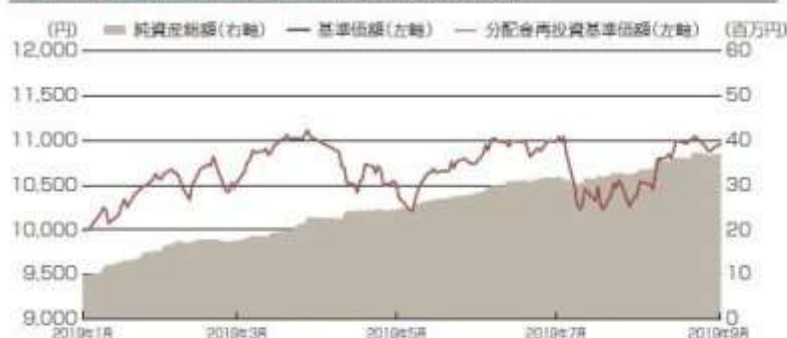
参考情報

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2019年9月30日現在）



分配の推移（1万口当たり、税引前）

2019年9月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

主要な資産の状況（2019年9月30日現在）

組入上位10銘柄

銘柄名	国／地域	業種	構成比
1 マイクロソフト	アメリカ	情報技術	4.95%
2 プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	アメリカ	生活必需品	3.06%
3 ホーム・デポ・インク	アメリカ	一般消費財・サービス	2.51%
4 ウォルト・ディズニー・カンパニー	アメリカ	コミュニケーション・サービス	2.30%
5 ロシュ・ホールディング	スイス	ヘルスケア	2.01%
6 ペプシコ・インク	アメリカ	生活必需品	1.89%
7 マクドナルド	アメリカ	一般消費財・サービス	1.61%
8 アドビ・システムズ・インク	アメリカ	情報技術	1.32%
9 トタル	フランス	エネルギー	1.22%
10 セールスフォース・ドット・コム	アメリカ	情報技術	1.21%

国／地域別構成比

国／地域	構成比
アメリカ	55.04%
日本	7.78%
英国	5.46%
フランス	4.90%
ドイツ	4.75%
その他	22.07%

業種別構成比

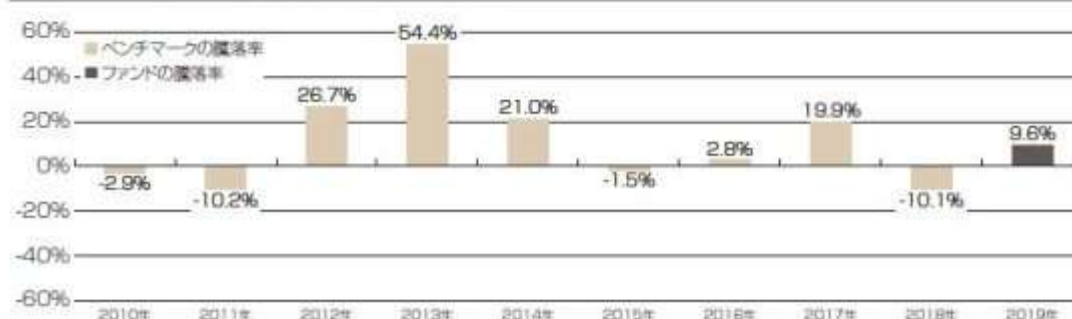
業種	構成比
金融	15.98%
情報技術	13.62%
ヘルスケア	13.20%
資本財・サービス	11.83%
一般消費財・サービス	11.48%
その他	33.89%

※国／地域別構成比、業種別構成比および組入上位10銘柄の構成比は、「UBS ETF(LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF」の純資産総額に占める割合です。

※業種はMSCI分類に準拠しています。

※ファンドの純資産総額に対し「UBS ETF(LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF」を95.94%組入れています。

年間収益率の推移（2019年9月30日現在）



※2019年については当初設定日（2019年1月29日）から9月末までの騰落率。

※2018年以前はベンチマークの騰落率。

ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、もしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額です。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位（当初元本１口＝１円）

販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、取得の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することができます。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、もしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

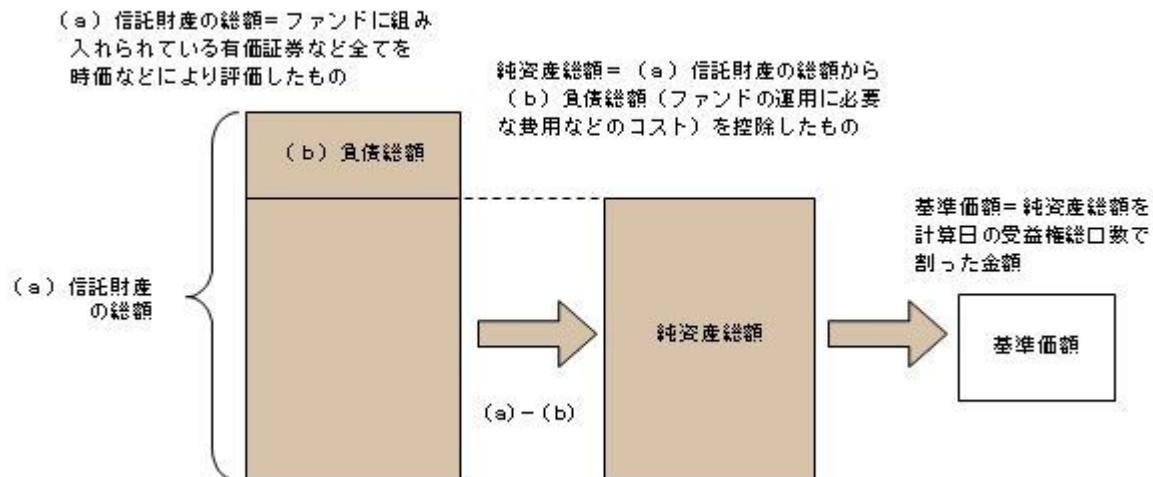
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2019年1月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年9月6日から翌年9月5日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、第1計算期間は2019年1月29日から2019年9月5日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託契約締結日より1年経過後（2020年1月29日以降）に受益者の解約により純資産総額が30億円を下回るようになった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

- 2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

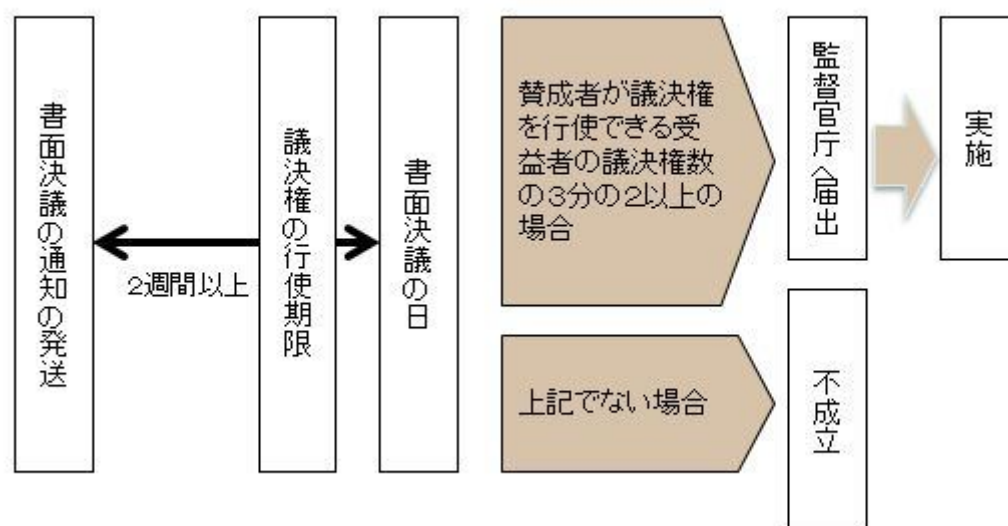
信託約款の変更など

- 1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第31条により、2019年 1月29日から2019年 9月 5日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2019年 1月29日から2019年 9月 5日まで)の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBS MSC I先進国サステナブル株式インデックス・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	当期 2019年 9月 5日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,097,056
投資信託受益証券	9,992
投資証券	35,325,906
派生商品評価勘定	13,998
流動資産合計	38,446,952
資産合計	38,446,952
負債の部	
流動負債	
未払金	2,837,611
未払解約金	4,999
未払受託者報酬	902
未払委託者報酬	6,116
未払利息	8
その他未払費用	1,689
流動負債合計	2,851,325
負債合計	2,851,325
純資産の部	
元本等	
元本	33,511,004
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,084,623
（分配準備積立金）	462,511
元本等合計	35,595,627
純資産合計	35,595,627
負債純資産合計	38,446,952

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 2019年 1月29日 至 2019年 9月 5日
営業収益	
有価証券売買等損益	1,580,010
為替差損益	934,266
その他収益	88,105
営業収益合計	733,849
営業費用	
支払利息	583
受託者報酬	3,811
委託者報酬	25,849
その他費用	45,400
営業費用合計	75,643
営業利益又は営業損失（ ）	658,206
経常利益又は経常損失（ ）	658,206
当期純利益又は当期純損失（ ）	658,206
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	196,210
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,833,027
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,833,027
剰余金減少額又は欠損金増加額	210,400
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	210,400
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,084,623

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買取相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目		当期 2019年 9月 5日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	33,511,004口
2.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0622円 (10,622円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 2019年 1月29日 至 2019年 9月 5日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	462,511円
C 収益調整金額	1,622,772円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,085,283円
F 10,000口当たり収益分配対象額	622円
G 10,000口当たり分配金額	0円
H 収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2019年 1月29日 至 2019年 9月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券、投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2019年 9月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	当期 2019年 9月 5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	8
投資証券	1,579,353
合計	1,579,345

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

当期（2019年 9月 5日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	2,823,345	-	2,837,343	13,998

合計	2,823,345	-	2,837,343	13,998
----	-----------	---	-----------	--------

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当期 自 2019年 1月29日 至 2019年 9月 5日
元本の推移	
期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	28,911,018円
期中一部解約元本額	5,400,014円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	U B S 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,020	9,992	
投資信託受益証券合計			10,020	9,992	
投資証券	米ドル	UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF	18,417	331,948.00	
	米ドル 小計		18,417	331,948.00 (35,325,906)	
投資証券合計				35,325,906 (35,325,906)	
合 計				35,335,898 (35,325,906)	

（注）

1. 投資信託受益証券、投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
2. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
3. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにルクセンブルク籍外国投資信託「UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」はすべて同ファンドの投資信託受益証券および投資証券です。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第10期決算日（2019年1月21日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自 2018年 1月23日 至 2019年 1月21日
営業収益	
有価証券売買等損益	40,643
営業収益合計	40,643
営業費用	
受託者報酬	12,740
委託者報酬	4,736
その他費用	766
営業費用合計	18,242
営業利益又は営業損失（ ）	58,885
経常利益又は経常損失（ ）	58,885
当期純利益又は当期純損失（ ）	58,885
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	88
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,135
剰余金増加額又は欠損金減少額	32
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32
剰余金減少額又は欠損金増加額	71
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,971

組入資産明細表（2019年1月21日現在）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・マザーファンド	40,594,085	40,695,570	
合計		40,594,085	40,695,570	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

UBS短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第10期決算日（2019年1月21日）の運用状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自 2018年 1月23日 至 2019年 1月21日
--	--------------------------------

営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	40,133
営業費用合計	40,133
営業利益又は営業損失（ ）	40,133
経常利益又は経常損失（ ）	40,133
当期純利益又は当期純損失（ ）	40,133
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	140,437
剰余金増加額又は欠損金減少額	367
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	367
剰余金減少額又は欠損金増加額	318
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	318
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	100,353

組入資産明細表（2019年1月21日現在）

2019年1月21日現在、U B S 短期円金利プラス・マザーファンドにおける組入資産はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 9月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	37,174,370円
負債総額	139,264円
純資産総額（ - ）	37,035,106円
発行済口数	33,784,171口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0962円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2019年9月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（2）委託会社等の機構

経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

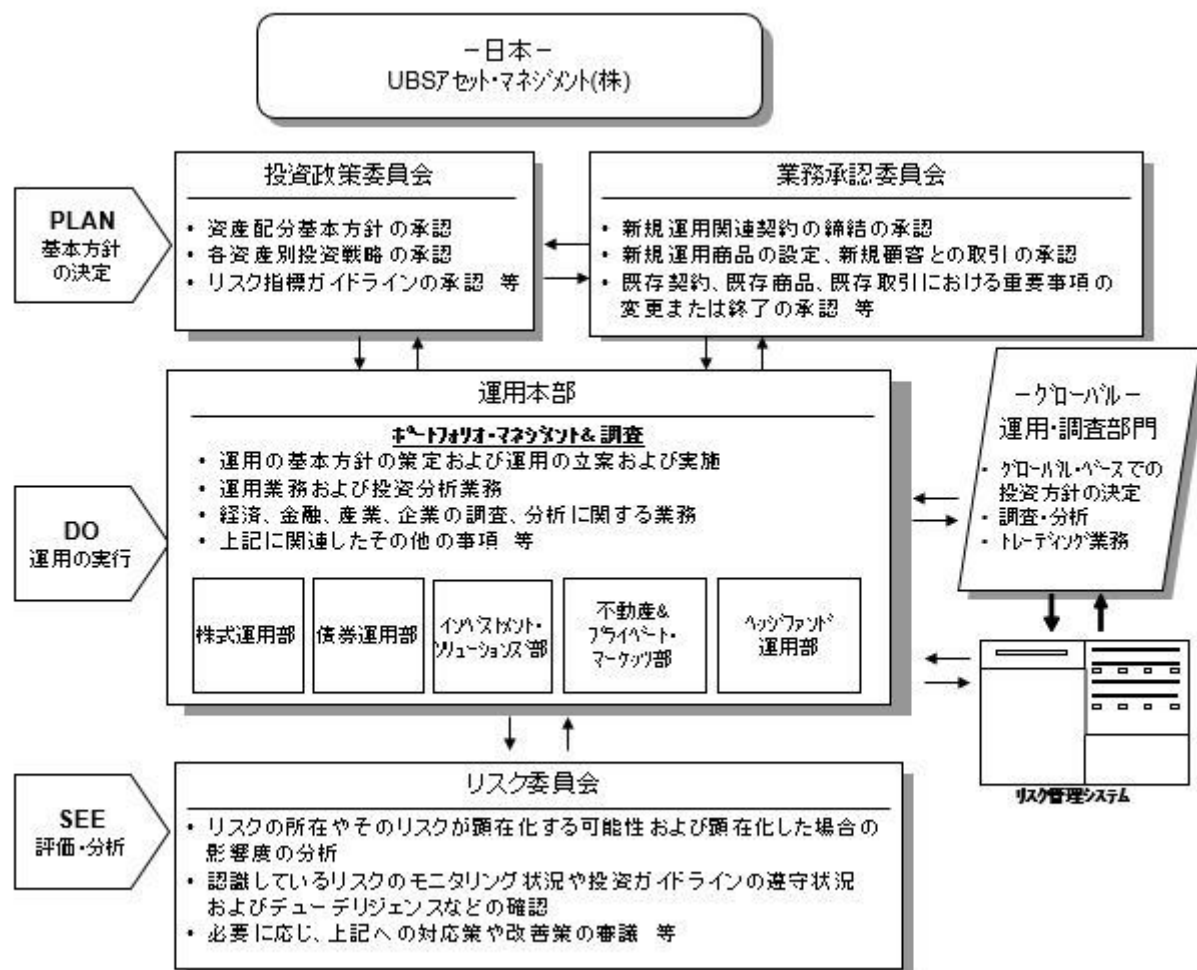
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2019年9月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年9月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	19	59,228
追加型株式投資信託	74	818,658
合計	93	877,886

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		3,719,875		3,506,883
未収入金	*1		99,677		58,517
未収委託者報酬			608,627		1,143,245
未収運用受託報酬	*1		1,782,978		2,050,817
その他未収収益	*1		586,151		571,116
前払費用			12,225		16,682
繰延税金資産			267,900		223,400
その他			2,496		512
流動資産計			7,079,932		7,571,175
固定資産					
投資その他の資産			258,700		205,500
投資有価証券		200		100	
繰延税金資産		238,499		185,399	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			258,700		205,500
資産合計			7,338,632		7,776,676

期別		前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
（負債の部）					
流動負債					
預り金	*1		57,328		61,156
未払費用			1,565,280		1,841,768
未払消費税			114,988		146,096
未払法人税等			371,144		508,920
賞与引当金			739,529		597,449
その他			17,221		46,332
流動負債計			2,865,493		3,201,722
固定負債					
退職給付引当金			32,350		45,752
固定負債計			32,350		45,752
負債合計			2,897,843		3,247,475

（純資産の部）					
株主資本			4,440,788		4,529,200
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,240,788		2,329,200
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,690,788		1,779,200	
繰越利益剰余金		1,690,788		1,779,200	
評価・換算差額等			0		0
その他有価証券評価差額金		0		0	
純資産合計			4,440,788		4,529,200
負債・純資産合計			7,338,632		7,776,676

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）		当事業年度 （自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
営業収益					
委託者報酬			7,553,192		7,631,579
運用受託報酬	*1*2		3,264,567		3,576,959
その他営業収益	*1*3		1,818,040		2,075,804
営業収益計			12,635,800		13,284,344
営業費用					
支払手数料			3,942,239		3,798,816
広告宣伝費			105,687		87,432
調査費			113,392		101,676
営業雑経費			93,526		93,408
通信費		8,307		4,067	
印刷費		64,844		61,318	
協会費		16,642		16,503	
その他	*1	3,731		11,520	
営業費用計			4,254,845		4,081,334
一般管理費					
給料			2,672,661		2,555,201
役員報酬		206,524		315,203	
給料・手当	*1	1,821,359		1,784,362	
賞与		644,777		455,635	
交際費			22,847		21,741
旅費交通費			94,852		85,763
租税公課			75,054		80,028
不動産賃借料			233,280		236,883
退職給付費用			69,860		234,506
事務委託費	*1		2,869,133		3,174,782
諸経費			80,139		99,018
一般管理費計			6,117,829		6,487,925
営業利益			2,263,125		2,715,083
営業外収益					
受取利息		4		9	
雑収入		93		1,039	
営業外収益計			98		1,048

営業外費用 為替差損 雑損失		32,200 353		44,039 0	
営業外費用計			32,553		44,039
経常利益			2,230,670		2,672,092
税引前当期純利益			2,230,670		2,672,092
法人税、住民税及び事業税			654,253		796,961
法人税等調整額			60,600		97,600
当期純利益			1,515,817		1,777,531

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
		利益 準備金	その他 利益剰余金					利益剰余金 合計
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,108,091	1,658,091	3,858,091	39	39	3,858,051
当期中の変動額								
剰余金の配当			933,120	933,120	933,120			933,120
当期純利益			1,515,817	1,515,817	1,515,817			1,515,817
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						40	40	40
当期中の変動額合計			582,697	582,697	582,697	40	40	582,737
当期末残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,689,120	1,689,120	1,689,120			1,689,120
当期純利益			1,777,531	1,777,531	1,777,531			1,777,531
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						0	0	0
当期中の変動額合計			88,411	88,411	88,411	0	0	88,411
当期末残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
829千円	1,131千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 税効果会計

「税効果会計にかかる会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計にかかる会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を

取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
現金・預金	491,408	1,439,141
未収入金	2,073	13,143
未収運用受託報酬	9	8
その他未収収益	164,575	155,367
未払費用	278,614	61,627

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
運用受託報酬	186,422	52
その他営業収益	229,742	297,077
営業雑経費その他	2,310	499
人件費	2,319	2,184
事務委託費	737,791	478,464

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
投資助言報酬	163,225	73,466

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年3月31日 定時株主総会	普通株式	933,120	43,200	2016年12月31日	2017年4月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第23期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,689,120	78,200	2017年12月31日	第23期定時 株主総会の翌日

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,689,120	78,200	2017年12月31日	2018年3月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第24期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	368,000	17,037	2018年12月31日	第24期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2017年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

現金・預金	3,719,875	3,719,875	-
未収入金	99,677	99,677	-
未収委託者報酬	608,627	608,627	-
未収運用受託報酬	1,782,978	1,782,978	-
その他未収収益	586,151	586,151	-
資産計	6,797,310	6,797,310	-
未払費用	1,565,280	1,565,280	-
未払法人税等	371,144	371,144	-
負債計	1,936,424	1,936,424	-

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,506,883	3,506,883	-
未収入金	58,517	58,517	-
未収委託者報酬	1,143,245	1,143,245	-
未収運用受託報酬	2,050,817	2,050,817	-
その他未収収益	571,116	571,116	-
資産計	7,330,580	7,330,580	-
未払費用	1,841,768	1,841,768	-
未払法人税等	508,920	508,920	-
負債計	2,350,688	2,350,688	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,719,875	-
未収入金	99,677	-
未収委託者報酬	608,627	-
未収運用受託報酬	1,782,978	-
その他未収収益	586,151	-
合計	6,797,310	-

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,506,883	-
未収入金	58,517	-
未収委託者報酬	1,143,245	-
未収運用受託報酬	688,306	1,362,511
その他未収収益	571,116	-
合計	5,968,069	1,362,511

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（2017年12月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度（2018年12月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,136,659
勤務費用	131,944
利息費用	4,792
数理計算上の差異の当期発生額	37,097
退職給付の支払額	149,929
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,086,368

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	993,530
期待運用収益	4,695
数理計算上の差異の当期発生額	67,527
事業主からの拠出額	138,195
退職給付の支払額	149,929
年金資産の期末残高	1,054,018

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,086,368
年金資産	1,054,018
小計	32,350
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350
退職給付引当金	32,350
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	131,944
利息費用	4,792
期待運用収益	4,695
数理計算上の差異の費用処理額	104,624
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	27,415

（注）上記の他、特別退職金18,475千円を退職給付費用として処理しております。

（5）年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券 36%

株式	19%
その他	45%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.486%

長期期待運用収益率 0.58%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,970千円でありました。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

１．採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,086,368
勤務費用	126,106
利息費用	4,529
数理計算上の差異の当期発生額	33,730
退職給付の支払額	97,516
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,085,756

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,054,018
期待運用収益	5,217
数理計算上の差異の当期発生額	54,968
事業主からの拠出額	133,252
退職給付の支払額	97,516
年金資産の期末残高	1,040,003

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,085,756
年金資産	1,040,003
小計	45,752
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,752
退職給付引当金	45,752
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,752

（４）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	126,106
利息費用	4,529
期待運用収益	5,217
数理計算上の差異の費用処理額	18,868
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	144,285

(注)上記の他、特別退職金65,358千円を退職給付費用として処理しております。

（５）年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38%
株式	16%
その他	46%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.450%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,862千円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	19,700	15,200
減価償却超過額	20,400	11,600
未払事業税	20,100	23,000
株式報酬費用	129,000	85,300
退職給付引当金	57,100	61,000
賞与引当金	228,200	183,000
その他	31,900	29,700
繰延税金資産小計	506,400	408,800
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	506,400	408,800
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金負債合計	0	0
繰延税金資産純額	506,399	408,799

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.86%	30.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.51%	2.08%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.07%	0.00%
その他	1.25%	0.54%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.05%	33.48%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,640,642千円	1,288,034千円	1,153,931千円	5,082,607千円

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

日本	米国	その他	合計
3,413,013千円	1,277,515千円	962,235千円	5,652,764千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,272,388千円	投資運用

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,092,822千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS AG (最終親会 社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに關す る事務委 託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	5,833,063 6,459,229 186,422 229,742 2,975 737,791 665 2,319	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	491,408 2,073 9 164,575 278,614

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	10百万 スイス フラン	銀行 業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	164,119 208,766	現金・預金	24,418
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区 大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、 社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費	201,287 224,391 108,562 7,800	未収入金 未払費用	34,377 217,221
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オースト ラリア・ シドニー	40百万 オースト ラリアド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	113,277 141,397	未収入金 その他未収収益 未払費用	51,971 16,548 75,784
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	90,331 61,898 147,077	未収運用受託報酬 未払費用	80,793 12,489
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	201,619 1,097,519	その他未収収益 未払費用	48,968 498,975
	UBS Asset					兼業業務	運用受託報酬	85,385	その他未収収益	82,849

	Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミ ントン	1米国 ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	245,967 227,617	未払費用	136,776
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミ ントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	916,470	その他未収収益	253,895

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（１）親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS AG (最終親会 社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに関す る事務委 託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	8,890,639 7,942,906 52 297,077 478,464 499 2,184	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	1,439,141 13,143 8 155,367 61,627

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS	スイス・	10百万				金銭の預入れ			

親会社の子会社等	Switzerland AG	チューリッヒ	スイスフラン	銀行業務	なし	金銭の預入れ	増加 減少	88,949 113,367	-	-
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、 社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取） 人件費	321,166 234,610 67,167 184	未収入金 未払費用	20,032 241,112
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	112,457 136,509	その他未収収益 未払費用	17,417 34,642
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	153,717 95,632	その他未収収益 未収入金 未払費用	76,557 719 13,061
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	227,391 1,448,396	その他未収収益 未収入金 未払費用	54,328 3,164 729,550
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	13,724 426,043 246,486	その他未収収益 未収入金 未払費用	80,382 4,603 69,499
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	823,942	その他未収収益	174,407

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
1株当たり純資産額	205,592円08銭	209,685円21銭
1株当たり当期純利益金額	70,176円71銭	82,293円14銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
当期純利益（千円）	1,515,817	1,777,531
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,515,817	1,777,531

普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600
-----------------	--------	--------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 （2019年6月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金			4,624,093
未収入金			58,211
未収委託者報酬			1,093,569
未収運用受託報酬			1,817,482
その他未収収益			592,558
前払費用			3,583
その他			62
流動資産計			8,189,561
固定資産			
投資その他の資産			340,200
投資有価証券		100	
繰延税金資産		320,099	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			340,200
資産合計			8,529,761

期別		当中間会計期間末 （2019年6月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）
（負債の部）			
流動負債			
預り金			46,405
未払費用			3,069,910
未払消費税			217,355
未払法人税等			620,777
賞与引当金			349,520
その他			3,993
流動負債計			4,307,964
固定負債			
退職給付引当金			40,515
固定負債計			40,515
負債合計			4,348,479
（純資産の部）			
株主資本			4,181,281
資本金			2,200,000

利益剰余金			1,981,281
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		1,431,281	
繰越利益剰余金		1,431,281	
評価・換算差額等			0
その他有価証券評価差額金		0	
純資産合計			4,181,281
負債・純資産合計			8,529,761

(2) 中 間 損 益 計 算 書

期別		当中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			3,609,425
運用受託報酬			3,485,647
その他営業収益			805,185
営業収益計			7,900,258
営業費用			
支払手数料			1,749,425
広告宣伝費			19,440
調査費			72,788
営業雑経費			43,190
通信費		2,112	
印刷費		25,565	
協会費		8,111	
その他		7,400	
営業費用計			1,884,844
一般管理費			
給料			1,206,843
役員報酬		119,785	
給料・手当		815,352	
賞与		271,705	
交際費			14,541
旅費交通費			46,740
租税公課			47,268
不動産賃借料			114,995
退職給付費用			75,668
事務委託費			2,387,238
諸経費			43,909
一般管理費計			3,937,204
営業利益			2,078,208
営業外収益			
受取利息		6	
為替差益		16,829	
雑収入		35	
営業外収益計			16,871
営業外費用			
雑損失		399	

営業外費用計			399
経常利益			2,094,681
税引前中間純利益			2,094,681
法人税、住民税及び事業税			576,900
法人税等調整額			88,700
中間純利益			1,429,080

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200
当中間期変動額								
剰余金の配当			1,777,000	1,777,000	1,777,000			1,777,000
中間純利益			1,429,080	1,429,080	1,429,080			1,429,080
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						0	0	0
当中間期変動額合計			347,919	347,919	347,919	0	0	347,919
当中間期末残高	2,200,000	550,000	1,431,281	1,981,281	4,181,281	0	0	4,181,281

[注 記 事 項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計にかかる会計基準』の一部改正の適用)

「『税効果会計にかかる会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期 中間会計期間

自 2019年 1月 1日

至 2019年 6月30日

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第25期臨時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,777,000	82,268	2019年 3月31日	第25期臨時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,624,093	4,624,093	-
未収入金	58,211	58,211	-
未収委託者報酬	1,093,569	1,093,569	-
未収運用受託報酬	1,817,482	1,817,482	-
その他未収収益	592,558	592,558	-
資産計	8,185,915	8,185,915	-
預り金	46,405	46,405	-
未払費用	3,069,910	3,069,910	-
未払消費税	217,355	217,355	-
未払法人税等	620,777	620,777	-
負債計	3,954,449	3,954,449	-

（注）金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

第25期 中間会計期間末（2019年6月30日）

重要性がないため記載を省略しております。

（セグメント情報）

第25期 中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
---	--

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
3,441,709千円	430,564千円	418,558千円	4,290,832千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬 3,609,425千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	805,210千円	投資運用

(注) 委託者報酬 3,609,425千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第25期 中間会計期間	
自 2019年 1月 1日	
至 2019年 6月30日	
1株当たり純資産額	193,577円85銭
1株当たり中間純利益金額	66,161円15銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,429,080千円
普通株式に係る中間純利益	1,429,080千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当

該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
UBS証券株式会社	32,100百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	

運用に必要な最低限の資金のために、委託会社およびその関係会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いはい行いません。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド	125百万英国ポンド	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（３）投資顧問会社

委託会社から、運用指図権限の委託を受けファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は提出されておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月18日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月9日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 鶴田 光夫

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSMSCI先進国サステナブル株式インデックス・ファンドの2019年1月29日から2019年9月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSMSCI先進国サステナブル株式インデックス・ファンドの2019年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年9月12日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。